

富加町 特定不妊治療費助成事業のご案内

富加町では、1年度あたり10万円を上限に助成をしています。助成回数は、初回申請時に治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合は通算6回まで、40歳以上43歳未満の場合は通算3回までとなっています。令和3年1月1日以降に終了した治療については、過去に助成を受けた後、出産した場合は、出産前の助成回数をリセットすることができます。

<助成の対象者>

1. 富加町に住所を有し、法律上の婚姻をしている夫婦または町内に住所を有する事実婚にある夫婦
2. 特定不妊治療を受けた夫婦であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された夫婦。
3. 特定不妊治療の開始日における妻の年齢が43歳未満であること。

対象治療は、**指定医療機関で受けた体外受精と顕微受精**です。

なお、次の治療法は助成の対象となりません。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療
 - (2) 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）
 - (3) 借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）
- また、文書料、入院費、病衣代、及び凍結胚などの保存料も対象となりません。

必要書類

(1) 岐阜県の特定不妊治療費助成事業の手続きをされた方で県の認定通知書をお持ちの方

- ①富加町特定不妊治療費助成事業申請書
- ②富加町特定不妊治療費助成事業受診等証明書（医師が記載）
 - ①と②の書類は役場にありますので、事前に役場でお受け取りの上、②は医師の記載がされたものを役場に提出してください。
- ③不妊治療を受けた医療機関発行の領収書
- ④夫婦の住所を確認できる書類（免許証、住民票、保険証の写し）
- ⑤県の認定通知書

(2) 岐阜県の特定不妊治療費助成事業の手続きをしていない方、あるいは手続きをしたが県の認定通知書をもっていない方

- ① 富加町特定不妊治療費助成事業申請書
- ② 富加町特定不妊治療費助成事業受診等証明書（医師が記載）
 - ①と②の書類は役場にありますので、事前に役場でお受け取りの上、②は医師の記載がされたものを役場に提出してください。
- ③ 不妊治療を受けた医療機関発行の領収書
- ④ 夫婦の住所を確認できる書類（免許証、住民票、保険証の写し）
- ⑤ 夫婦であることを証明する書類
 - 1) 法律上、婚姻をしている夫婦：住民票。ただし、夫または妻が世帯主でない場合は戸籍抄本を提出してください。
 - 2) 事実婚にある夫婦：事実婚関係に関する申立書

岐阜県の特定不妊治療費助成事業の対象年齢や助成金額などの詳細については、可茂保健所（☎0574-25-3111）にお問い合わせいただくか、県ホームページをご覧ください。

<お問い合わせ> 富加町役場 福祉保健課 保健係
☎ 0574-54-2117（直通）